



# 熊本県公報

第11867号  
平成21年12月15日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……………（障害者支援総室） 1
  - 指定居宅介護支援事業者の指定……………（高齢者支援総室） 1
  - 道路の区域変更……………（道路保全課） 1
  - 道路の供用開始……………（ 〃 ） 2
  - 道路の供用開始……………（ 〃 ） 2
  - 指定居宅サービス事業者の指定……………（高齢者支援総室） 2
  - 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 2
- 公 告**
- 都市計画法による開発行為工事完了公告……………（建築課） 3
  - 都市計画法による開発行為工事完了公告……………（ 〃 ） 3
- 登 載 依 頼**
- 第134回熊本県都市計画審議会の開催……………（熊本県都市計画審議会） 3

## 告 示

**熊本県告示第1101号**  
 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。  
 平成21年12月15日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
 （精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
健軍本町薬局 熊本市健軍本町11番8号	平成21年12月1日	0147208

**熊本県告示第1102号**  
 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。  
 平成21年12月15日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
安穩の里居宅介護支援事業所 鹿本郡植木町大字滴水212	株式会社藤院	平成21年12月4日

**熊本県告示第1103号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成21年12月15日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
 平成21年12月15日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

主要地方道	玉名立花線	玉名郡和水町津田字下津留 1574番1地先から 同所 1574番1地先まで	前	11.6 ～ 12.0	45.4	廃道
			後	11.2 ～ 11.6		

2 区域を変更する期日 平成21年12月15日

**熊本県告示第1104号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年12月15日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上益城郡嘉島町大字上島字同尻 2140番1地先から 同所 2126番3地先まで	94.0	地基創 改（改 築によ る拡幅）

2 供用を開始する期日 平成21年12月15日

**熊本県告示第1105号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年12月15日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	下益城郡美里町岩野字巢喰谷 1767番地先から 同所 1772番地先まで	97.6	地基創 改（改 築に伴 う拡幅）

2 供用を開始する期日 平成21年12月15日

**熊本県告示第1106号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年12月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス優癒 菊池市七城町砂田249	優癒合同会社	平成21年12月10日

**熊本県告示第1107号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成21年12月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

## (介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス優癒 菊池市七城町砂田249	優癒合同会社	平成21年12月10日

## 公 告

## 熊本県公告第664号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成21年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字過怠松2696番40  
213.35平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市御代志1730番地  
松野 恒生

## 熊本県公告第665号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成21年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字上屋敷2426番の一部、同2427番1、同2428番1、同2429番、同2430番1、同2431番1、同2432番、同2433番1、同2434番1、同2435番1、同2435番2、同2492番、同2493番、同2494番、同2495番、同2496番1並びに里道及び水路  
19,029.69平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市飛田一丁目9番20号  
吉弘鋼材株式会社

## 登 載 依 頼

## 熊本県都市計画審議会公告第1号

第134回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。  
平成21年12月15日

熊本県都市計画審議会  
会長 両 角 光 男

- 1 開催日時  
平成21年12月22日（火）  
午前9時30分から
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館2階 多目的A V会議室
- 3 案件

## 【審議】

- (1) 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件  
【熊本都市計画区域（合志市）：がれき類破碎施設】
- (2) 熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業の事業計画の変更に対する意見書の件（菊陽町）
- (3) 人吉都市計画道路の変更の件（大臣同意あり）  
【中林蟹作線ほか3路線：人吉市】
- (4) 人吉都市計画道路の変更の件（大臣同意なし）  
【下林柳瀬線ほか7路線：人吉市】
- (5) 本渡都市計画道路の変更の件（大臣同意あり）  
【井手の原亀川線ほか2路線：天草市】
- (6) 本渡都市計画道路の変更の件（大臣同意なし）  
【馬場大矢崎線、本渡港山口線：天草市】

- (7) 牛深都市計画道路の変更の件 (大臣同意あり)  
【中央幹線、真浦古久玉線：天草市】
- (8) 牛深都市計画道路の変更の件 (大臣同意なし)  
【鬼塚牛深港線：天草市】
- (9) 熊本都市計画緑地の変更の件 (神園山小山山緑地：熊本市)
- (10) 八代都市計画区域及び鏡都市計画区域の変更の件 (八代市)
- (11) 八代都市計画及び鏡都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更の件 (八代市)
- (12) 八代都市計画道路及び鏡都市計画道路の変更の件 (大臣同意あり)  
【八代日奈久道路線：八代市】
- (13) 八代都市計画道路及び鏡都市計画道路の変更の件 (大臣同意なし)  
【八代臨港線ほか10路線：八代市】
- (14) 八代都市計画公園及び鏡都市計画公園の変更の件 (県南運動公園：八代市)
- (15) 松橋不知火都市計画区域及び小川都市計画区域の変更の件 (宇城市)
- (16) 松橋不知火都市計画及び小川都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更の件
- (17) 松橋不知火都市計画道路の変更の件 (大臣同意なし)  
【曲野両仲間線ほか6路線：宇城市】
- (18) 松橋不知火都市計画公園の変更の件 (岡岳公園：宇城市)
- (19) 鏡都市計画及び小川都市計画下水道の変更の件 (八代北部流域下水道：八代市、宇城市)

4 傍聴者の定員  
20人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の1時間前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。
- (2) (1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。
- (3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- (4) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い会場に入室することができます。

6 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を意志表明することはできません。
- (2) はり紙、旗、プラカードの提出、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
- (3) 会場内での飲食はできません。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等はありません。
- (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
- (6) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

※ 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。

※ 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。

7 非公開の案件

今回の審議会では「3 案件」のうち、【審議】(1)から(2)については、「審議会等の会議の公開に関する指針第3公開の基準」ア又はイに該当するため非公開とし、傍聴はできません。

他の案件については、公開としますが、公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準に該当する場合には、会長の判断により公開、非公開の別を決定することとしています。

8 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県都市計画審議会事務局 (熊本県土木部都市計画課計画調整係)  
電話番号：096-333-2520